

大和市告示第227号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

大和市長 大木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンビニエンスストア等に設置される端末機（以下「自動交付機」という。）により、証明書を自動的に発行し、交付するサービス（以下「証明書交付サービス」という。）の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第1項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。
- (2) 地方公共団体情報システム機構 地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）第2条第1項に規定する法人をいう。

(証明書交付サービスの提供)

第3条 市長は、地方公共団体情報システム機構が自動交付機により証明書を交付する事務を委託した事業者のうち、次に掲げる事業者が設置する自動交付機を利用して証明書交付サービスを提供するものとする。

- (1) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- (2) 株式会社ローソン
- (3) 株式会社サークルKサンクス
- (4) 株式会社ファミリーマート
- (5) イオンリテール株式会社
- (6) 国分グローサーズチェーン株式会社
- (7) 株式会社セーブオン

(8) 株式会社セイコーマート

(証明書)

第4条 自動交付機により交付する証明書は、次のとおりとする。

(1) 本人又は本人と同一世帯に属する者に係る住民票の写し（除票及び改製原住民票を除く。以下同じ。）

(2) 本人に係る印鑑登録の証明書

(個人認証)

第5条 証明書交付サービスを利用するために必要な個人認証の方法は、次のいずれかのカードを自動交付機に認証させる方法による。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項に規定する個人番号カード

(2) 住民基本台帳カード（大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例（平成27年大和市条例第20号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成16年大和市条例第22号）第3条第2項の規定により自動交付機によって証明書の交付を受けるために必要な機能及び情報として、地方公共団体情報システム機構が提供する証明書等自動交付用のカードアプリケーションを記録したものに限り。）

(休止日及びサービスを提供する時間帯)

第6条 証明書交付サービスを休止する日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 証明書交付サービスを提供する時間帯は、午前6時30分から午後11時とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、これらを臨時に変更することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、市長は、平成28年1月1日から同年3月31日までの間、同条に定める自動交付機のほか、次の施設及び位置に設置する自動交付機を利用して証明書交付サービスを提供するものとする。

施設の名称	位置
大和市役所	大和市下鶴間一丁目1番1号
中央林間連絡所	大和市中心林間四丁目6番3号
渋谷分室	大和市福田2021番地2
株式会社横浜銀行大和支店	大和市大和東一丁目8番1号

3 前項の規定による証明書交付サービスを利用するために必要な個人認証の方法は、第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるカードを端末機に差し込む方法による。

(1) 住民票の写しの交付を請求する場合

ア 住民基本台帳カード（大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定により、平成28年1月1日前に前項の証明書交付サービスを利用するために必要な機能及び情報を記録したものに限る。）

イ 大和市ICカードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則（平成23年大和市規則第25号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされる大和市ICカードの利用に関する条例施行規則（平成14年大和市規則第7号。以下「旧ICカード規則」という。）
第2条第1項に規定する大和市民カード

(2) 印鑑登録の証明書の交付を請求する場合

ア 前号アに定める住民基本台帳カード（大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則（平成27年大和市規則第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされる大和市住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則第2条第3項の規定による利用手続を行ったものに限る。）

イ 前号イに定める大和市民カード（旧ICカード規則第4条第2項の規定による利用手続を行ったものに限る。）

4 附則第2項の規定による証明書交付サービスを提供する時間帯は、第6条の規定にかかわらず、午前8時30分から午後7時まで（株式会社横浜銀行大和支店に設置する自動交付機については、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に限り、午前9時から午後7時まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。